

交通事故実務処理のかしこいやり方 〔交渉術・記録整理術〕

坂和総合法律事務所 弁護士 坂 和 章 平

はじめに 自己紹介 **資料1の1～3・事務所だより**

- 昭和24年1月26日 愛媛県松山市生まれ
- 昭和46年3月 大阪大学法学部を卒業
- 昭和47年4月 26期司法修習生
- 昭和49年4月 大阪弁護士会弁護士登録
- 昭和54年7月 坂和章平法律事務所(現・坂和総合法律事務所)を開設
一般民事事件多数。都市計画、まちづくり関係事件多数
共済・損保の交通事故の事件を多数処理
- 平成3年以降 大阪大学、愛媛大学、関西学院大学大学院司法研究科
(法科大学院)などの大学、各種団体等で都市問題について
講義講演など多数
- 平成13(2001)年10月 事務所のホームページを開設し、映画評論も公開
- 平成17年10月 『いまさら人に聞けない「交通事故示談」かしこいやり方』を出版
- 平成14年6月 映画評論本『SHOW-HE Yシネマール ～二足のわらじをはきたくて～』を出版
『シネマール』はパート22まで出版
近時は映画評論家としての講演もあり
- 平成19年10月 北京電影学院にて特別講義
- 平成19年11月9日より 大阪日日新聞にて
「弁護士坂和章平のLAW DE SHOW」
を毎週金曜日(平成20年4月から土曜日)連載中
- 平成20年6月 中国トラック交通共済協同組合と顧問契約締結
- 平成20年7月28日 中国トラック交通共済協同組合職員研修会
「交通事故実務処理のかしこいやり方〔交渉術・記録整理術〕」を実施
- 平成21年7月 中国で『取景中国』出版。4月から中国語会話を勉強中
- 平成21年12月現在 弁護士業と映画評論家業の二足のわらじを履いて奮闘中



第1章 総論(哲学論)

第1 共済組合の担当者として交渉をするにあたっての心得

保険会社の仕事とは?
 保険料を徴収する。
 契約者が事故を起こせば〔 〕に従い、〔 〕に対して〔 〕が支払
 うべき〔 〕な額の〔 〕を支払う。
 強いものにはたくさん支払い、弱いものには支払わないということはない。
 cf) タクシー会社 保険に加入せずもしくは示談代行なしの保険に加入。会社の事
 故担当が被害者と交渉し何かと理由をつけて支払を引き延ばし、被害者があき
 らめればよし、あきらめず裁判になればようやく支払う。

心得1 たくさんある事故処理のうちの1つだとして事務的に流さない。

ほったらかしは厳禁!

保険屋に電話しても電話してこない。

保険屋から何も連絡がないということのないように!

(坂和の経験)

相手方代理人弁護士を通じて後遺障害診断書の事前認定を依頼。1カ月

たっても音沙汰なしで照会したところ、書類の中に埋もれていて保険会社の担当者が調査事務所に提出するのを忘れていたとのこと。

心得2 紳士的な態度で接し、威圧感を与えない。被害者は賠償問題の処理については知らないのが当然という前提にたつて、必要な資料などをイチから丁寧に説明する。治療や仮払いの打ち切りの通知のタイミング・伝え方を工夫する。

誠意を尽くす。口調は丁寧、物腰はやわらかく、を心がける。

心得3 示談案の提案などは誤解を避け、かつテーマをはっきりさせるためにも書面で行い、その根拠となる資料もコピーを渡すようにする。

相手方が第三者に相談しやすいようにする。

説明をきちんと受けなかったとして、示談の無効または取消の主張をされる可能性もあり。

こちらから送った資料は必ず控えを残す。相手からもらった資料はいつ受領したかメモする。

心得4 過大な要求をされた場合は「できない」とはっきりと答え、期待をもたせるようなあいまいな対応はしない。

誠意は尽くすが、無理を言う相手には毅然とした態度で。

心得5 加害者（契約者）には当事者であることを認識させる。

情報を共有

事故状況の説明などの協力

普通の相手の場合はお見舞いを指示

第2 自動車保険とは？ 共済とは？ 弁護士とは？ その役割とは？

1 自動車保険とは？

自賠責保険の意義 - 被害者救済

任意保険の意義 - 自賠責保険の上乗せ

2 任意保険と自動車共済の異同

| | 共 済 | 保 険 |
|-----------|--|----------------------------|
| 加入者の範囲と条件 | 条件を満たし、出資金を払って組合員となることにより、共済商品の利用ができる。 | 不特定多数 |
| 目 的 | 組合員の文化的、経済的向上を目的とし、その行う事業は組合員への最大奉仕を目的とするなど。非営利。 | 保険契約に基づき、経済的合理性のもとに保障を行う事業 |

昭和47年、運輸大臣の認可を得て、全国トラック交通共済協同組合連合会（交共連）設立
- 15のトラック交通共済協同組合が会員

目的 トラック運送事業者と一緒に自動車事故の防止に努める。

事故が起きた場合には迅速かつ公正な被害者救済を目的とする組織

平成13年3月28日 国土交通大臣の認可を受け、自動車損害賠償責任共済事業に参入

昭和54年12月、中国トラック交通共済協同組合設立

3 問題提起（二木雄策著『交通死』（岩波新書・1997年）より）・・・資料2

その1 生命に値段をつけるのは悪か？

その2 任意保険の示談代行は悪か？

その3 弁護士に対するイメージ（正義の味方、弱者の味方）の弊害

第2章 各論（具体論）

第1 交通事故の基礎知識

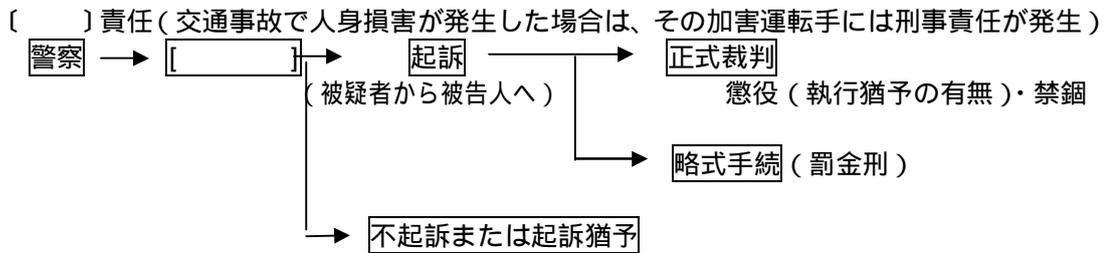
1 交通事故が起きて生じる責任

〔 〕責任（交通事故の被害者は加害者にその損害を賠償できる）

・加害運転手の責任 民法709条

・加害運転手の使用者の責任 民法715条

・加害車両の保有者の責任 自賠法3条（人身損害のみ）



(質問) 実況見分調書または刑事記録の取り寄せが可能となるのは?

[]

[] (加害運転手の免許の取消・停止)

2 交通事故発生から解決まで …… **資料3**

3 交通事故の請求権者

人身傷害事故 []

人身死亡事故 [] (被害者の出生から死亡までの戸籍 (除籍・原戸籍) ^{はらこせき} 謄本で確認)

(質問)(1) 被害者山田太郎の損害賠償の請求権利者は?

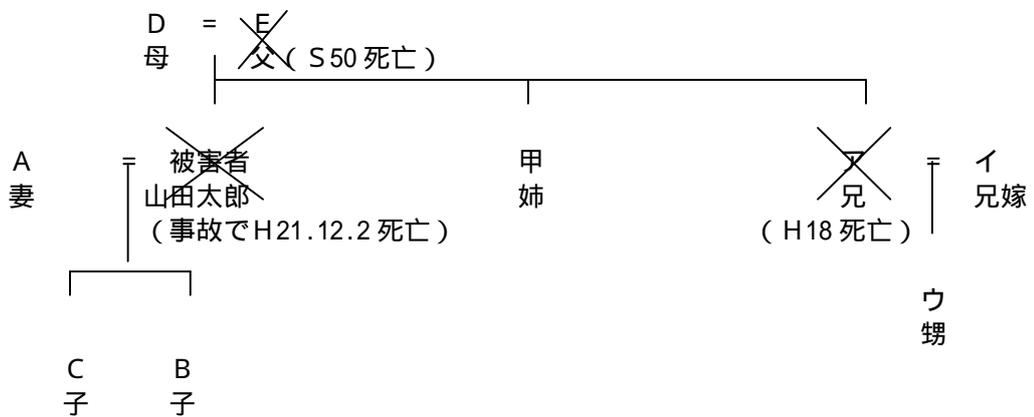
[]

(2) 山田太郎に子供 (B子・C子) がいない場合は?

[]

(3) 山田太郎は独身で両親がすでに死亡している場合は?

[]



物損事故 車などその物の所有者

- ・自動車検査証や建物の登記簿謄本で所有者確認
- ・書類上の所有名義と実際が違う場合は書類上の所有者の念書 (坂和章平著『いまさら人に聞けない「交通事故示談」かしこいやり方』のP119の念書文例参照) をもらうこと!

第2 担当者として磨いて欲しい能力

1 聞き取り力

当事者の氏名・住所・電話番号、担当の警察署、事故状況、目撃者の有無、損害の程度、双方の言い分など基本データを正確に聞き取り、メモをとる。

相手方との交渉（特に後日もめそうな場合）は話の内容をまとめず、できるだけ、言葉のとおりメモをする。

俺は毎月500万円稼ぐから、休業損害は月額500万円払ってや。うちの若いもんには血の気の多い奴あるしな～。

×休業損害として月額500万円の要求あり。

2 争点整理能力

争点として考えられる主なもの

過失割合

事故との因果関係の有無

治療・休業の必要性

既往症の有無、万円の取引がダメになった など

損害額

人損) 事故前の収入

後遺障害の有無・その期間・喪失率

物損) 全損か分損か

レンタカーの必要性

休車損害

格落ち損害

3 資料収集・整理能力

(1) 基本的な資料の収集

事故の発生を確認 **事故証明書**の取り付け（人身事故の届出okか？）

被害者の確認

人損は被害者本人（未成年者の場合は親権者）

死亡事故の場合は相続人

戸籍謄本の取り付け・チェック

物損はその物の所有者（車の場合は**車検証**を確認。名義と所有者が異なる場合は車検証上の所有者・使用者の署名捺印ももらう必要あり）

加害者の確認

人損 加害運転手本人（民法709条）

車両の保有者（自賠法3条）

業務中の事故の場合、使用者（民法715条）

物損 加害運転手本人（民法709条）

業務中の事故の場合、使用者（民法715条）

(2) 争点に応じた資料の収集

過失 運転手からの聞き取り・リサーチ・**刑事記録（実況見分調書）**の取り寄せ

刑事記録（実況見分調書）は被疑者の刑事処分が決まるまでは取り寄せ不可。

よって、運転手・相手からの聞き取りをする。図面の書き方指導。

運転手には警察・検察庁から呼出しがあれば必ず報告するよう指示し、当日説明した内容を忘れないうちにメモにするよう指示する。

共同不法行為者の有無

(人損)

治療の必要性 **診断書・診療報酬明細書**

相手方からの聞き取り、病状照会、リサーチ、カルテ取り寄せ

病状照会の同意書の取得

事故前の収入の信憑性 **休業損害証明書・源泉・確定申告**・その他立証資料の提出を促す。相手方からの聞き取り。場合によれば、リサーチ

後遺障害の有無 **後遺障害診断書・事前認定（被害者請求）**の結果

就労への影響の程度 など

(物損)

時価額 鑑定書、中古車市場価格
営業損害 売上・経費の資料、代替の可否 など

* リサーチを上手に使おう！

リサーチを依頼する場面

- a) 相手にも過失がある場合、双方が青信号主張をしている場合など言い分が食い違う場合
- b) 治療の必要性・休業の必要性について疑問がある場合
- c) 事故前の収入について疑問がある場合

時期を逃さない。調査に必要な同意書の取り付けは速やかに行う。

万一相手が同意しない場合は、事故との因果関係、必要性があると認定できない限り損害を請求されても認められない旨通知する必要あり。

費用対効果を考える。

リサーチ会社への情報の提供、調査経過について確認を密にとる。

(坂和の経験)

保険の担当者はリサーチに事故状況と損害の調査を依頼したと主張(口頭で依頼したのみ。通常は依頼書を交付)

リサーチ会社は損害の調査の依頼は受けたが、事故状況については正式に受けてないと主張

リサーチの結果に振り回されない。

c f) 科学鑑定・・・資料4

死亡事故など運転手が死亡している場合、衝突速度、衝突角度など本人からの聞き取りができない。

車両の損傷状況や部品の散乱の仕方、現場のスリップ痕などをみても素人では判断不能。

科学鑑定依頼

- ・費用が高額
- ・事故から時間が経過している場合は車両そのものや現場のスリップ痕などはなく刑事記録等で判断 どこまで正確？

(3) 提出された資料の整理力

何が必要(大事)で、何が不要(大事)でないかを見極める。

インデックス、付箋などの活用

資料の1枚目にその資料はどのようなものかをまとめたメモをつけるなど工夫する。

法則性をもたせて整理する。

資料をきちんと整理することにより

自分の理解の程度が確認できる。

治療打ち切り、休損打ち切り時期を見落とさない。

相手方、病院、修理会社などからもらうべき資料のチェック・提出がないものについて督促ができる。

<記録の整理具体例>

A) 坂和方式(紐で綴じるタイプ)

交渉記録(右綴じで前から後ろへ発送した手紙、聞き取りメモ等を綴じていく)
聞き取りメモは原則手書き。相手に発送する手紙はパソコンで入力

坂和が出した文書は青いインデックス

相手からきた文書は赤いインデックス

保険会社からもらった交渉経緯等の記録綴り

その他資料

訴訟になれば ~ に加えて

裁判の書面綴り

- 原告が出した書面は青いインデックス
 被告が出した書面は赤いインデックス
 書証（証拠の書類・甲号証、乙号証）綴り
- B) 近畿交通共済協同組合方式（紐で綴じるタイプ）
 人損の原票 交渉メモはパソコン入力
 交渉メモ・事故証明・事故状況・診断書・レセプト・休業損害・その他の損害・既払・事故速報の順で綴じてある。
 物損の原票 交渉メモはパソコン入力
 交渉メモ・事故証明・事故状況・修理見積・レンタカー・その他の損害・事故速報の順で綴じてある。
- C) 日本興亜損害保険株式会社方式（定型のファイルに綴じていくタイプ）
 人損のファイル ファイルの左側に契約内容の確認及び査定経緯・自賠責保険関係・請求意思、事故の事実、損害賠償責任の関係の確認
 ファイルの右側に治療関係・看護料関係・休損、逸失利益関係・通院費、葬儀費関係、その他領収証・初動関係の順に綴じるようになっている。
 物損のファイル
- D) デタラメ方式
 書類が表むいたり裏向いたり上下逆だったりする。
 休業損害証明書は？と聞くと、もっている書類を1枚ずつめくって探さなければならぬ。
 いつもらった資料なのかも全然わからない。
 交渉のメモも書けてない。

* 交渉メモは手書きか？パソコン入力か？

- 近時、パソコン入力が主流
- パソコン入力の長所
- ・読みやすい。
 - ・万一、記録を紛失してもデータとして保存しているので再現可能。
 - ・入力しながら頭の中で内容を整理ができる。
- × パソコン入力の短所
- ・パソコンの操作が不得意な人には負担。
 - ・その場で作成しないため入力漏れの可能性あり。
 - ・聞き取り等したあとに入力するため二度手間。聞き取りをした時にメモをとってなければ内容を忘れる。
 - ・箇条書きになりがち。臨場感、その時のニュアンスが伝わりにくい。
 - ・事故状況などは図示した方がわかりやすい時もあるが、それは困難または手間がかかる。

4 判断力

- 見通しをつける。
 担当者レベルで解決困難な案件について弁護士に移管するタイミングを見極める。
 当事者が多い（共同不法行為者間の過失の問題複雑）
 事故状況について言い分がまったく異なる。
 相手が明らかに過大要求・契約者のところに乗り込んできた。
 運転手が念書を書かされた。
 相手は事故慣れしている。
 重傷・損害額大・裁判の見込み大。
 早い段階で弁護士に相談・委任

5 交渉力・人間力

- 示談 = 人と人の交渉
 普段から人間に興味をもって観察する。

第3 弁護士活用術

1 弁護士のイメージは？

「弁護士」のイメージは？ - えらい人、すごい人、こわい人、
法律のことは何でも知ってる人、裁判する人
相手方に弁護士がついた場合でも恐れる必要なし。
弁護士も交通事故の処理にたけた人もいれば、知らない人もいる。
「弁護士」という肩書だけで恐れないこと！

2 弁護士のタイプ別分類

- (1) 書き弁VSしゃべり弁
- (2) 依頼者迎合型VS依頼者教育型

3 弁護士をうまく利用しよう！

- (1) わからない、困ったことがあれば迷わず、相談する。
先のばしは問題を大きくするだけ！
- (2) 弁護士に依頼する ポイントをつかむ。資料の整理・コピー
口頭+書面で説明（理解できていなければ説明はできない。）
- (3) 弁護士が対応中 動きがあれば弁護士にできるだけ書面で報告する（情報の共有化）

記録 という概念が大切！！

4 弁護士が出す書類のサンプル

- 受任通知（内容証明）・・・資料5
- 病状照会・・・資料6
- 打ち切り通知・・・資料7
- 示談案・・・資料8
- 示談書・・・資料9



第4 ザ 交通事故の現場と論点

1 論点いろいろ

『ザ・交通事故』（別冊宝島編集部編）より

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>文庫版のためあとかき 書籍紹介……………360</p> <p>文庫版のためあとかき 書籍紹介……………360</p> | <p>交通事故の現場と論点</p> <p>PART 1 クラッシュ もし交通事故を起したら 「谷の横断」の決め方とは？ 「谷の横断」の決め方とは？ 交通事故の賠償の基本は金銭です！ 保険会社にはいくら請求できるか ギルティ 加害者という言い方</p> <p>PART 2 PART 3 PART 4 PART 5</p> | <p>交通事故の現場と論点</p> <p>PART 1 クラッシュ もし交通事故を起したら 「谷の横断」の決め方とは？ 「谷の横断」の決め方とは？ 交通事故の賠償の基本は金銭です！ 保険会社にはいくら請求できるか ギルティ 加害者という言い方</p> <p>PART 2 PART 3 PART 4 PART 5</p> | <p>交通事故の現場と論点</p> <p>PART 1 クラッシュ もし交通事故を起したら 「谷の横断」の決め方とは？ 「谷の横断」の決め方とは？ 交通事故の賠償の基本は金銭です！ 保険会社にはいくら請求できるか ギルティ 加害者という言い方</p> <p>PART 2 PART 3 PART 4 PART 5</p> |
|---|--|--|--|

2 『実録(?) ザ・交通事故 イン 坂和総合法律事務所』

- (1)「だから言ったのに・・・」(欲張る乞食はもらいが少ない)
・・・判決が交渉時の提示額以下だなんて・・・。
- (2)「大根役者じゃ金はとれません」(仮病はダメ)
・・・仮払いに応じない腹いせ(?)に、「しんどい」と床に寝ころがり
「救急車を呼んでくれ」と叫ぶ被害者。これに対して坂和弁護士は・・・。
- (3)「冷たいのが好き？」(突き放しのタイミング)
・・・100万より110万、110万より150万、人間の欲はつきないもの。
最終示談にあたっては一定の幅はあるが、「これ以上はNO」とはっきり言う必要あり。
- (4)「愛は金よりも・・・」(交通事故の二次被害)
・・・愛する人が植物人間に！被害者は本人だけではなく家族らにも。離婚問題、相続問題に発展することも・・・。
- (5)「正義は勝つ！」(クレームになんて負けません)
・・・「親会社に言うぞ」「陸運局に訴える」「弁護士会に訴えてやる」に屈してはいけません。正しい処理をしていけば問題はありません。
- (6)「普通のネクラが一番こわい・・・？」(最近の被害者の傾向)
・・・ヤクザは意外に思い切りがいい？普通のネクラなタイプはネチネチと・・・。
- (7)「子供じゃないんだから」(立証責任・被害者感情)
・・・損害の立証責任は被害者にあり。
- (8)「豚もおだてりゃ・・・」(交渉力の大切さ)
・・・慰謝料には幅があるもの。こわい、きつい(?)弁護士も人の子。うま～く交渉すれば「もう一声」もあるかも。
- (9)「当事者は臨場感のある報告を」(正確な報告の大切さ)
・・・事故状況、交渉経緯は当事者しかわからないもの。それをいかに保険会社の担当者や弁護士に伝えるかが大切。
「金持ってこい。持ってこんかったら、知り合いようけおるし、夜道は気をつけや」と言われた。
×「すぐお金をもってこい」と言われた。
- (10)「ウソも方便？」(見極めの大切さ)
・・・交差点の出会い頭の事故で双方青信号を主張し訴訟事案に。実況見分調書等では相手の赤信号無視と判断されたため、その旨主張。相手の反論もたいしたことはなかったが・・・。
双方運転手の尋問を実施することになり、運転手と尋問の予行演習をしたところ・・・。
- (11)「氷の担当者」(被害者も悪人ばかりではない)
・・・しかるべき時期に治療の打ち切りをうながし早期解決を目指すのは保険の当事者が当然すべきことだが、とはいえ被害者も悪人ばかりではない。
1通の病状照会の回答を盾に「症状固定だ！治療打ち切りだ！」と責められてはたまったものではない。
- (12)「査定マンの鑑？」(戦わなければならないときもある?)
・・・相手方は事故歴数回。私病もあり。事故前の収入も疑問。仮払いの要求頻繁。行動調査を入れたところ、病院に行くときは杖をついて具合悪そうにしているが、外では杖なしで歩行、車も運転。
しかし後遺障害は併合9級(9 - 10、14、14 5の併合)、既存障害12級で認定。
相手も弁護士がつき、請求額は裁判になればほぼ認められそうな金額。さて？

(参考) 性同一性障害者の逸失利益～朝日新聞(2009.2.4)より・・・資料10

自転車横断中乗用車にはねられ、高次脳機能障害と診断を受けた戸籍上は女性だが、男性として生活する性同一性障害者の逸失利益の計算において、岡山地裁倉敷支部は男性労働者の平均賃金を基準にして算定。

第5 現在処理中の事例から学ぼう！

事例1

1 メモをとってみよう！

契約者から事故報告の一報あり。今から読みあげる内容をメモして下さい。

(メモ欄)

2 あなたならどうする？

キーワードは？(争点探し)

- ・信号のある交差点、当方直進、相手右折矢印で右折

別冊判タNO16〔60〕〔61〕〔62〕〔63〕〔64〕〔65〕〔66〕

Bのいうとおりの事故状況であればその過失割合は？〔A % : B %〕

- ・損害総額

相談者(中国運送 事故担当の山田)への質問は？

()

電話をきったあとの作業は？

()

倉庫の所有者(倉田さん)から12月10日、次のような電話があり。あなたならどのように対応する？

倉田)12月2日の事故で倉庫を燃やされた倉田やけど、手紙はもらったけど電話
ないしどうなってんのかな？

()

倉田)倉庫の中はぐちゃぐちゃやし、かたづけどうなの？

()

倉田)うち何も悪ないのにうちが片づけすんの？俺らの片づけの作業賃も払ってもらわな。

()

倉田) 倉庫の柱、傾いてるし、ほっといたら倒壊するかもしれへんから倒れんように補強するから。やってええね？

()

3 応酬話法

これからテープを流します。実際に対応してみてください。

(1) 被害者中国花子さん(ホステス)は青信号で横断していたところ、赤信号無視の車両にはねられ、入院中。3日前に休業損害証明書の提出はあったが、源泉なく信憑性疑問あり。休業損害が入金にならないという電話です。

(2) 被害者中国花子さん(学生)は信号待ちで停まっていたところ追突され車は全損(時価額30万円、修理代55万円)になりました。車が欲しくてアルバイトしてようやく貯まったお金で半年前に50万円で中古車を購入したところでした。時価額の賠償になると手紙を送ったところ、怒りの電話がかかってきました。

事例2

Aは16歳(昭和58年6月)の時の事故で1級3号(神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの)の認定を受けた(Aの過失大で1度無責、異議出して重過失減額20%で傷害分96万+後遺障害分1,600万円、合計1,696万円支払)が、リハビリに努めた結果、障害者福祉工場に就職、原付の運転もできるまでに回復した。しかし平成18年4月、原付で通勤中、トラックと出会い頭衝突。事故後、職場に復帰したが言われた仕事を覚えられない等で人間関係悪化し退職。

自賠は先行事故で1級3号の認定を受けていることから、今回の事故で1級に該当しても既存の等級を重くしたとは捉えられないことから加重を適用することは困難で、あらためて自賠責保険における後遺障害として等級評価することは困難と判断。

幸い労災が使用できたため、労災では3級3号(終身労務に服することができない)、既存障害5級の1の2(特に軽易な労務以外服することができない)の認定がおりた。

加害者側は傷害分のみ示談案提示。Aから訴訟提起。

1 あなたならどうする？

逸失利益は？

A 事故時39歳、症状固定時40歳。事故前の収入は日額金3,323円

()

後遺障害慰謝料？

()

事例3

中国保険会社のAが、被害者B子（62歳）と締結したH18.3.31付免責証書は錯誤無効または詐欺取消により無効であるとしてB子が中国保険会社と契約者を被告として訴訟提起。

（概略経緯）

H16.10.14 事故発生

- 契約者が路外駐車場に入るため、道路中央付近に寄り対向車があったため右折の指示器を出して停止。対向車が停止して右折しようライトをパッシングして合図してくれたため右折開始したところ、譲ってくれた対向車の左側を進行してきたB子運転の原付と衝突

過失相殺あり（別冊判タNO16〔168〕〔171〕）

A側 B子の過失40%主張 B子了解せず。

H16.3.28 後遺障害等級認定（5級2号と12級15号の併合4級）

H16.3.29 B子の過失を40%とすると過払になるため30%に譲歩して示談案発送

（既払146万円の他1,937万円）

H16.3.31 B子と面談。B子は示談案の説明を聞いて納得できれば今日示談するとのことで印鑑持参。

Aは金額も大きいいためよく考えるよう回答。後遺障害の異議申立の制度や示談案の内容について説明。

B子は過失について認めず、Aは交渉決裂を示唆。B子から2,000万円なら示談するとのこと。

B子が強く早期解決希望するため、物損は自損自弁（契約者の物損についてB子の過失分の回収あきらめ）とし、既払の他、2,000万円を支払う内容で免責証書を作成し、署名捺印、示談金は4.5までに振り込む旨口頭で約束。

（条文）

・ 錯誤（民法95条） 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。

表示上の錯誤 = 150万円と書くつもりが1500万円と誤記した。

内容の錯誤 = ドルとポンドは同価値と誤解して、1ドルで買う意思なのに、1ポンドと表示しても同じと思い、1ポンドと表示するつもりで1ポンドと表示した。

動機の錯誤 = 協議離婚に伴う財産分与契約で、分与者は自己に税金が課されないと考えていたところ、実際にはきわめて高額譲渡所得税が課された。

・ 詐欺または強迫（民法96条） 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

（B子の主張）

保険会社の支払渋り問題

社会的にみて妥当かつ公正な損害填補がなされたとはいえない（裁判基準で計算した過失相殺後の損害額の2分の1以下）

保険会社の負担額はわずかである（後遺障害の保険金も回収）。

B子は裁判基準で算定された社会的に公正、妥当な限界の金額と誤信して示談した（B子の内心と表示に明らかな不一致）。裁判基準から著しく乖離した低額とわかっていれば示談しなかった（要素の錯誤）。

AはB子に有利な内容で適正な損害額の限界であるかのように欺罔し、免責証書にすぐ署名捺印するよう強く促した。

（Aの反論）

AはB子に対して、B子に過失があること、自賠責保険のしくみ、示談するについてはよく考えるようにとか、弁護士に相談することも1つの方法であるとか、説明した。また後遺障害について自賠責保険の認定額を先に受領してから、示談交渉することも可能であることなどを説明した。Aは示談案の内容や算定方法、過失についての判断等について説明義務を果たした。

B子を欺罔などしていない。

（結果）

裁判所はB子の錯誤無効等の主張には相当の根拠があると考えられるとして、B子側の請求をほぼ認める形での和解案（既払額2,261万円その他、1,800万円）を提案
判決になっても請求棄却はないと見込めたため和解案を了解。B子もOKし和解成立。

事例4

赤信号無視の自転車(A)と市バスが衝突してAが死亡。自賠は事前認定の結果、重過失減額（傷害分2割、死亡分3割）。

Aは人身傷害補償保険契約を締結していたため、遺族は人傷に請求した後、加害者に損害賠償請求を提起。

人身傷害補償保険とは？

交通事故により本人や同乗者が死傷した場合に、過失割合に関わらず、補償額（支払い基準は人身傷害補償保険の基準）の範囲内で損害が全額補償される保険。

保険代位の有無・範囲

～ 被害者（被保険者）が人身傷害補償保険の保険金の支払を受けた後に加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起した場合～

保険会社が保険代位により取得する被害者の加害者に対する損害賠償請求権は
人傷保険金 + 訴訟で認容された損害賠償金が訴訟で認容された被害者の損害額を上回る限度に限られる。

例えば、人傷保険金1億円

訴訟で認容された人身損害額は1億8,000万円

過失は被害者側6割の場合は求償できない。

1億円 + (1億8,000万円 × 加害者の過失4割 = 7,200万円) = 1億7,200万円

1億7,200万円 < 1億8,000万円のため求償できない。

第3章 社会常識

第1 くるま社会と交通事故 (H20年版交通安全白書より)

交通安全白書は次のホームページから見るができます。
<http://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/index-t.html>

1 運転免許保有者数

H20.12 月末現在の運転免許保有者数は、前年比約54万人(0.7%)増加して約8,045万人(男性56.6%、女性43.4%)

65歳以上の高齢者が約76万人(6.8%)増加

2 H20年中の交通事故の状況

(1) 発生件数等

人身事故発生件数は76万6,147件

死者数は5,155人

負傷者数は94万5,504人

} 合計 95万0,659人

前年比 発生件数は6万6,307件(8.0%)減

死者数は589人(10.3%)減

負傷者数は8万8,941人(8.6%)減

} 合計 8万9,530人(8.6%)減

交通事故による死者数は8年連続で減少し、昭和28年(5,544人)以来54年ぶりに5千人台となった前年を更に下回った。

(2) 死者数減少の要因

シートベルト着用率の向上、飲酒運転等悪質・危険性の高い事故の減少、高速走行の事故の減少、法令違反の歩行者等歩行中の死者数の減少、車両の安全性向上等

3 H20年中の違反・反則

(1) 平成20年車両等の道路交通法違反(罰則付違反)の取締件数は約818万件

最高速度違反が約250万件、酒酔い・酒気帯び運転が約5万件、無免許運転が約4万件等

(2) 平成20年反則行為(主なものは、最高速度違反、携帯電話使用等違反)として告知した

件数 766万6,210件

第2 近時のキーワードは厳罰化

交通事故の増加の歯止めとして厳罰化は有効か?

c f : 反対論(高山俊吉弁護士・交通法科学研究会事務局長)あり・・・資料11

第3 厳罰化をキーワードとした近時の流れ(法改正)

(1) 平成13年11月28日 改正刑法成立(危険運転致死傷罪新設 罰則強化)

(2) 平成13(2001)年12月25日 危険運転致死傷罪(刑法208条の2)施行

a アルコールまたは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で

b 進行を制御することが困難な高速度で、またはその進行を制御する技能を有しないで

c 人または車の進行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人または車に著しく接近し、かつ、**重大な交通の危険を生じさせる速度で**

d 赤色信号またはこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ**重大な交通の危険を生じさせる速度で**

四輪以上の自動車を走行させ、よって、

人を負傷させた者は15年以下の懲役(H16.12.末までは10年・注1)

人を死亡させた者は1年以上の有期懲役(=20年以下)

(最大20年 H16.12.末までは15年・注1)に処する。

(注1) H16刑法改正(H17.1.1施行)

(3) 平成14年6月1日 改正道路交通法施行(飲酒運転の罰金アップ)

酒気帯び運転 5万以下 30万以下

飲酒運転 10万以下 50万以下

酒気帯びの取締基準 呼気1中、0.25mm/㍉³ 0.15mm/㍉³

(4) 平成16年6月3日 改正道路交通法が成立

(H16.11.1施行) 運転中の携帯電話使用

交通の危機を生じさせた場合、3か月以下の懲役または罰金5万円以下

これに加え、運転中に携帯電話を使用した場合罰金5万円以下を新設

飲酒運転検知拒否 罰金5万円以下 罰金30万円以下

集団暴走行為自体が禁止 2年以下の懲役または50万円以下の罰金

取締制度など

c f)
刑法211条1項
(業務上過失致死傷等)
業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は5年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も同様とする。

(H18.6.1 施行) 違法駐車対策(放置車両に係る使用者責任の拡充・民間委託)

(H19.6.2 施行) 中型自動車・中型免許の新設

(5)平成19年5月 刑法の一部改正(6月12日施行)

自動車運転過失致死傷罪の新設

c f)
刑法211条1項
(業務上過失致死傷等)
業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は5年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も同様とする。

刑法211条2項

「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる」

最高懲役5年 7年(逮捕監禁罪や未成年者略取誘拐罪などと同じ)

危険運転致死傷罪(20年) 故意に危険な運転をした者

自動車運転過失致死傷罪(7年) 脇見、速度超過などでも該当しうる

危険運転致死傷罪の改正

4輪以上の自動車 自動車(自動二輪、原付も含まれる)

(6)平成19年9月19日 改正道路交通法施行

酒気帯び・酒酔い運転とひき逃げの罰則 上限を現行の約2倍

運転者と一緒に酒を飲んだ同乗者や運転者に酒や車を提供した人

への罰則規定新設

(7)平成20年6月1日 改正道路交通法施行

・後部座席のシートベルト着用義務化

・もみじマーク(75歳以上の高齢者の運転)表示の義務化

・自転車の交通ルールの変更

(8)平成21年6月1日 道路交通法施行令改正

| | | 現 行 | | 改正後 | |
|------------|-----------------------|------------------|------|-------------------------|-----------------|
| 酒気帯び 運転 | 呼気1中0.25mg以上 | 免許停止 90日 | | 免許取消 | |
| | 呼気1中0.15~ 0.25mg未満 | 免許停止 30日 | | 免許停止90日 人身事故を伴うと免許取消 | |
| 危険運転致死 | | 欠 格 期 間 | 5年 | 8年 | ひき逃げを 伴うと10年 |
| 危険運転致傷 | | | | 5~7年 | |
| 酒酔い事故 | | 2~5年 | 3~7年 | | |

第4 厳罰化の定着とその効果

- (1)平成14年1月9日 H13.12.26 発生三重県鈴鹿市での死亡事故(猛スピードで車数台を追い越し、信号無視でワゴン車につっこみ1人死亡、2人重傷)に初の危険運転致死傷罪適用し加害者逮捕
- (2)平成15年10月6日 千葉地裁松戸支部はH14.12月、千葉県松戸市での飲酒運転による5人死亡事故(危険運転致死傷罪)に最高刑の懲役15年言渡
- (3)平成19年6月12日 羽曳野市でオートバイと衝突事故を起こしそのまま逃げた男に対して自動車運転過失致死傷罪施行初日に適用
- (4)平成19年6月12日 酒気帯び運転で事故を起こしたとして道路交通法違反と業務上過失致死傷罪に問われた男に対し、検察側が推計算したアルコール濃度は信用性に疑問があるとして酒気帯びについて無罪判決言渡(大阪地裁)
- (5)平成20年9月19日 飲酒運転のRVが高校生らの列に突っ込み、3人死亡、15人が重軽傷を負った事故で同乗者(一度は不起訴になったが検察審査会の不起訴不当の議決を受け、在宅起訴)に罰金25万円(求刑懲役1年6月)の判決言渡し 酒酔い運転の幫助に限定・・・資料12
- (6)平成20年11月12日 約5時間にわたりビールや焼酎を飲み、時速100km以上で運転。対向車2台に衝突し、2人死亡、6名に重軽傷を負わせた男に対して、危険運転を認定(さいたま地裁)・・・資料13

第5 危険運転致死傷罪の現局面での問題点

尼崎飲酒3人死亡事故(長時間飲酒後、ワゴン車を運転し県道脇を歩行中の歩行者をはねて即死させ、さらにタクシーと衝突し運転手と乗客を死亡させた事故)の判決言渡し(H19.12.20)

「危険運転致死傷罪」適用 懲役23年(過去最も重い量刑)・・・資料14

愛知飲酒4人死亡事故(飲酒運転でタクシーに衝突し、6人を死傷させた事故)の控訴審判決言渡し(H19.12.25)

一審の懲役6年(業務上過失致死傷罪)を破棄

「危険運転致死傷罪」適用 懲役18年(上告中)・・・資料15

福岡3幼児死亡事故(追突されたRV車が海に転落し幼児3人が死亡)

<一審の判決(H20.1.8言渡)>

「危険運転致死傷罪」適用せず

高度な酩酊状態ではない。

アルコールの影響で正常な運転が困難な状態だったとは認められない。

危険運転成立のハードル高い!

業務上過失致死傷の併合罪では最高刑の懲役7年6月を言渡し(求刑懲役25年)

<控訴審の判決(H21.5.15言渡)>

「危険運転致死傷罪」適用

脇見ではなく、飲酒の影響で前方を認識できなかったと指摘し、懲役20年を言渡し

・・・資料16

<悪質なひき逃げ続発 厳罰化 抑止効果薄い>

(1)平成20年10月21日 大阪市北区で会社員をはね、大阪市福島区まで約2.9キロ引きずり会社員は死亡。無免許で酒を飲み、執行猶予中だったため逃げた。

殺人罪と自動車運転過失傷害、道交法違反(ひき逃げ)などで起訴
飲酒量の裏づけできず酒気帯び運転での起訴は見送り

・・・資料17

(2)平成20年11月16日 新聞配達少年(16歳)が軽ワゴン車にはねられ、富田林から河内長野まで約6.6キロ引きずり少年は死亡。飲酒運転だったため逃げた。

殺人罪と道交法違反(ひき逃げ、酒気帯び)で起訴・・・資料18

ひき逃げる動機=気づかなかった、気が動転した、飲酒運転だった 怖くなった 車検切れだった など・・・資料19

飲酒立件 量の特定で差あり(逃げ得を許すな)・・・資料18

第6 コンプライアンス

~コンプライアンスとコーポレートガバナンス(『実務企業統治・コンプライアンス講義』参照)

<今、注目のコンプライアンスは?>

飲酒運転「業務外でも懲戒解雇」(日本経済新聞06(平成18)年10月16日)・・・資料20

法令順守に企業躍起

法的な課題指摘する声あり

・社員の私生活に過剰介入

・他の社内処分と公平保て

第4章 映画から学ぶ

第1 映画から学ぶ示談交渉

1 ヤクザ対策・・・『ミンボーの女』

2 交渉力・・・『交渉人』(98年) 『ブルー・オブ・ライフ』(00年)

『ホステージ』(05年) 『交渉人真下正義』(05年)

3 保険金請求・・・『疑惑』(82年) 『黒い家』(99年)

第2 映画から学ぶ人間の心情

1 交通事故による人生の転換・・・『21グラム』(03年) 『クライモリ』(03年) 『シービ

スケッチ』(03年) 『忘れえぬ想い』(03年) 『50回目のファーストキス』(04年)

『四月の雪』(05年) 『サッド・ムービー』(05年) 『連理の枝』(06年) 『絶対の愛』

(06年) 『幸福な食卓』(07年) 『天国は待ってくれる』(07年)

2 被害者の執念・・・『0 (ゼロ)からの風』(07年)・・・資料21の1、2

上映スケジュール等はホームページを参照

<http://www.zero-karano-kaze.com/contents/intro.php>

(みどころ)

2001年の危険運転致死傷罪の創設は、19歳の一人息子を奪われた母親の行動から・・・。他人ゴトには我関せずの風潮が蔓延する中、やはり社会を変えるには行動しなくっちゃ・・・。そしてまた、商業映画を楽しむのもいいが、飲酒運転・暴走運転撲滅のため、たまには広い社会的視点からこういう映画を応援しなくっちゃ・・・。

(坂和総合法律事務所のホームページより抜粋)

生命のメッセージ展の取り組み・・・資料22

3 加害者・被害者の心情・・・『帰らない日々』(07年)・・・資料23

(あらすじ)

大学教授のイーサンは息子をひき逃げ事故で失う。妻のグレース、娘のエマそれぞれが事故は自分の責任だと思い込み、哀しさのあまり家族の心は離ればなれに。犯人探しは遅々として進まず、父親は弁護士に調査を依頼するが、事件を担当する弁護士(ドワイト)こそ犯人だった。

加害者 弁護士、妻とは離婚 息子が一人 息子とともにレッドソックスファン。
週一度の面接日を利用して野球観戦。息子を母親のもとに送り届ける途中の事故
ひき逃げ・・・「状況からすれば10年」「たった10年・・・？」

被害者の悲劇・・・ 遺族 被害者 看護者

加害者の悲劇・・・再三自首しようとしたが、弁護士だったため信用されず。

クライマックス・・・イーサンVSドワイト 銃社会

(みどころ)

ひき逃げにより最愛の息子を失った家族を襲う悲劇とは・・・？そして、調査を依頼した弁護士が、ひき逃げ犯だと知ったら・・・？そんなすごい設定の中で提示される、被害者側のみならず加害者側の苦悩を味わう中で、交通事故撲滅への決意を固めたい。私は弁護士としてのそんな視点からこの映画を鑑賞し、講義用のネタ・教材として使うことを決めしたが、さてその効用は・・・？

(坂和総合法律事務所のホームページより抜粋)

第3 映画から学ぶ専門家、制度

1 専門家の条件

税理士・・・『不撓不屈』(06年)

企業戦士・・・『金融腐蝕列島・呪縛』(99年)

『CEO(最高経営責任者)』(02年)

『燃ゆるとき』(06年)

『沈まぬ太陽』(09年)・・・資料24

c f 「運び屋」・・・『トランスポーター』(02年)『トランスポーター2』(05年)

ルール 契約厳守、ルール 名前は聞かない、ルール 依頼品は開けない

2 裁判の面白さ・裁判員・陪審員

『それでもボクはやってない』(06年)

『十二人の怒れる男』(57年・アメリカ) 『12人のやさしい日本人』(91年・日本)

『12人の怒れる男』(07年・ロシア)

『ニューオーリンズ・トライアル』(03年) 『ワイルドシングス』(98年)

『ザ・ファーム 法律事務所』(93年)

以上